様式4 附属機関等概要

様式 4 附属機関:	<b>守似安</b>
附属機関等名	埼玉県文化財保護審議会
(庶務担当課)	(文化財・博物館課)
設置年月日	昭和51年4月1日
	文化財保護法第190条第1項
設置根拠等	埼玉県文化財保護審議会条例
	埼玉県文化財保護審議会規則
委員定数・任期	20人以内・2年
	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関す
職務内容	る重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関し
	て教育委員会に建議する。
7 BB JL 7 BB	
公開・非公開	公開
の別	
	第 1 回
令和5年度の	開催日 令和 5 年 7 月 1 0 日 (月)
活 動 状 況	場 所 さいたま共済会館 501会議室
・開催日	議題等 1 令和5年度諮問の文化財について
• 場 所	(1) 県指定文化財の指定
▪議題等	(2) 県指定文化財の追加指定
	2 各部会の調査・検討事項について
	3 報 <del>告</del>
	(1) 令和4年度の指定文化財の現状変更
	(2) 令和 5 年度文化財関係主要事業
	第2回
	開催日 令和6年2月13日(火)
	場 所 埼玉県県民健康センター 中会議室
	議題等 1 令和5年度答申の文化財について
	(1) 県指定文化財の指定
	(2) 県指定文化財の追加指定
	2 各部会の調査・検討事項について
	3 報告
	(1) 令和5年度国・県指定等文化財の主な補
	助事業
	(2) 令和 5 年度新規国指定・登録文化財